

議案第72号

新居浜市テニスコート設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市テニスコート設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年9月4日提出

新居浜市長 佐々木 龍

新居浜市テニスコート設置及び管理条例の一部を改正する条例

新居浜市テニスコート設置及び管理条例（昭和46年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中

「

新居浜市庄内町二丁目地先

」を

「

新居浜市庄内町二丁目地先及び南小松原町地先

」に改める。

第2条中「の使用をしよう」を「を使用しよう」に、「者（以下「使用者」という。）」を「者」に改める。

第4条第2項中「使用者は、管理者」を「第2条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、市長」に改め、同条第3項中「規則等」を「規則」に、「使用の」を「第2条の」に、「又は使用」を「又はコートの使用」に改め、同項に後段として次の

ように加える。

公益上、市の都合等により市長が特に必要があると認める場合も、同様とする。

第4条第4項を次のように改める。

4 前項の規定により許可を取り消し、又はコートの使用を停止させた場合（使用者の責めに帰する場合に限る。）において、使用者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

第6条の見出し中「納付」を「納付及び還付」に改め、同条ただし書中「ただし、」を「ただし、使用者が」に、「ときは、」を「ときは、市長は」に改め、同条第2号を次のように改める。

（2）公益上又は市の都合により第2条の許可を取り消され、又はコートの使用を停止されたとき。

第8条中「転貸をしては」を「転貸しては」に改める。

第10条中「とき」を「とき又は第4条第3項の規定により許可を取り消されたとき若しくはコートの使用を停止されたとき」に改める。

第11条を次のように改める。

（損害賠償）

第11条 コートの施設、設備、器具等を毀損し、又は滅失した者は、市長の認定する額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

第12条第2項中「この条例」を「第2条から第4条まで及び第9条」に、「第2条、第3条及び第4条第3項」を「これらの規定」に、「指定管理者」と、同条第2項中「管理者」とあるのは「指定管理者」と、同条第4項中「市」とあるのは「指定管理者」を「指定管理者」に改める。

別表の1 市民テニスコートの表を次のように改める。

1 市民テニスコート

区分	使用単位	一般	学生
ハードコート・ クレーコート 1面につき	1日	円 210	円 100
	午前	100	50
	午後	150	80

	2 時間以内	6 0	3 0
人工芝コート 1 面につき	1 時間まで	2 6 0	1 3 0
	2 時間まで	5 2 0	2 7 0
	1 時間増すごとに	2 6 0	1 3 0

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 4 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用の許可、使用料の徴収、使用の許可の取消し及び使用料の還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

国領川緑地再生整備事業により改修し、及び整備したテニスコートを新居浜市市民テニスコートとして管理するとともに、これらのテニスコートに係る使用料等を定めるため、本案を提出する。